

## 国際貿易協定に対する万全な国内対策の強化と、 「真の農政改革」実現を求める動議

本年 1 月 1 日、日米貿易協定交渉が発効された。政府は、今回の発効について、米の関税撤廃・削減対象から除外し、他の作物の関税を TPP の範囲内にしたとし評価している。しかし、既に TPP11 及び日 EU・EPA 協定の発効で牛肉や豚肉などの輸入が増加し、国内農業に甚大な影響が危惧されているなかで、本道農業・農村は厳しい競争にさらされ、大打撃を被ることが必至である。

さらに、またしても十分な論議なしに早期発効ありきで進められており、TPP の範囲内とされた農業分野の関税も、初年度で TPP11 の 2 年目の関税水準まで下げられたことや、牛肉のセーフガード発動基準の見直し交渉が行われない中で、米国産のセーフガードを設定したことも問題である。

また、今後危惧されているに再交渉によっては、米国側からさらなる関税撤廃・削減を迫られる危険性がある。このままでは、自動車産業のために農産物が犠牲となって、日本農業及び関連産業や地域経済・社会が甚大な影響を被ることになり、国内農業・農村の崩壊につながりかねない。

本年度は、我々農業者にとって重要な 5 年に一度の「食料・農業・農村基本計画」の見直しの年である。国民に対する国家の最も基本的な責務として、食料の安定供給を将来にわたって確保していくことが不可欠である。現状の食料自給率は、基本計画で掲げる 45%には程遠く、むしろ 37%に低下した。こうした中、相次ぐ協定の発効・合意によって、わが国の食料安全保障が脅かされる危険性が高まっている。

今こそ国民の命と暮らしを守り、食料の安全・安心や安定供給を図っていくことの重要性から、下記事項を実現するため強力な運動を展開する。

### 記

1. 我が国の食料安全保障に極めて重要な国民の主食である米の国境措置を今後も堅持するとともに、米国からのさらなる理不尽な要求は絶対受け入れないこと。

また、牛肉・豚肉・乳製品など、すでに発効した TPP11 や日 EU・EPA を含め、相次ぐ大型協定による農業への甚大な影響は避けられないため、影響試算を再検証し、万全な国内対策を措置すること。

2. 我々の基本理念である岩盤政策となる直接支払制度の創設と、地域と一体となった多面的機能の発揮で、多様な農業を認める内容とした「真の農政改革」の実現を強力に求めていく。

以上決議する。

2020（令和 2）年 2 月 1 4 日

動議発案者 空知農民連合委員長 笹木謙一郎